運営委42 - 3

エコマーク表示ルール見直しの概要

2019年3月5日 (公財)日本環境協会エコマーク事務局

主な課題

ロマルチクライテリア /ライフサイクル考慮と、環境情報の乖離

- 「古紙パルプ配合率〇%」など代表的な基準項目を表示しており、結果として再生材料に偏ってしまい、ライフサイクルを考慮したマルチクライテリアを表現できていない。
- エコマークの特長である、第三者認証を打ち出せていない。
- 環境情報だけではなく、消費者に気づきを与える情報を事業者自ら表示していただけるよう推進していくべき。
- 複雑な表示ルールによるエコマーク表示の敬遠が、消費者の選択肢を狭めている。

ロ インターネット市場への適応

- ウェブ通販においてロゴを表示する場合、商品毎の認定情報の掲載が必須。
 - → 煩雑な管理、表示スペースの制約、ロゴサイズの縮小による潰れ

ロ ロゴタイプの混在

- ・ 現行はA・B・Cの3つの表示タイプがある。表示タイプの混在は、事業者・消費者の双方にとってわかりづらく、 ブランディングにも不利。
- ・ 現行Cタイプの認知度不足。

口使用契約者等の負荷

- ・ 「プラスチックの再利用〇%」は、サイズや部品構成などによって「〇%」を管理しづらい。
- ・ 仕様変更による改版リスク(金型の変更に数千万円を要する場合もあるという)をおそれた表示の敬遠。 「エコマーク商品」の文字で表示する事業者も。

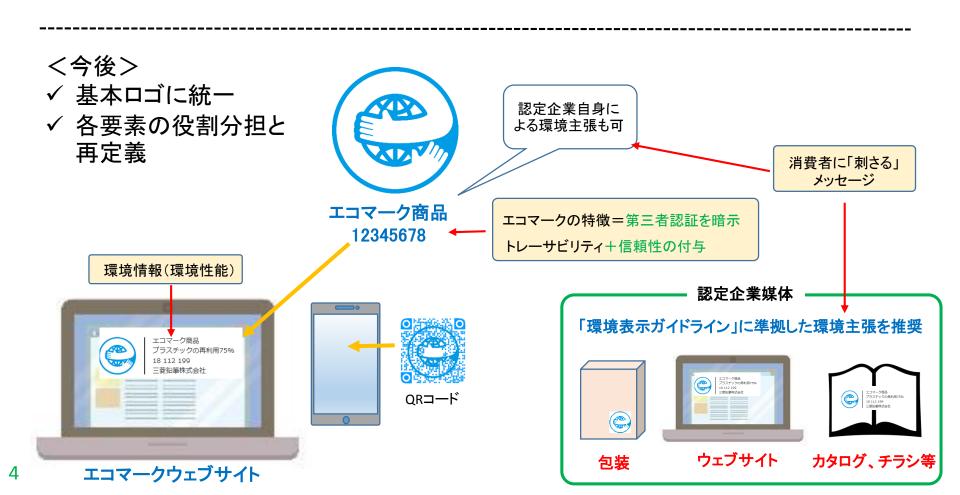
見直しの考え方

- ロシンプルなロゴマークに。A・B・Cの混在を無くす方向に緩やかに誘導
 - ⇒事業者に表示しやすくし、市場のロゴ表示を促進。 消費者が商品購入時にロゴを頼りに選択していただくことを目指す。
 - ⇒エコマークWebサイトの環境情報の拡充や、事業者による環境情報の積極的な 提供を促す。
- ロ環境情報表示(例:「古紙パルプ配合率〇%」)の必須要件を廃止
 - ⇒事業者自身による環境主張を「推奨」
- ロ 第三者認証の特徴を「認定番号」でさりげなく訴求
 - *使用契約者名でも可
- □国際化を踏まえ、英語表記版も追加
- 口従来の表示は継続可(新旧ルールを自由に選択できる)

エコマーク表示見直しのコンセプト

- く従来>
- ✓ A·B·Cロゴが混在
- ✓ ロゴと環境情報が一体





認定基準書の改定(案)

【全認定基準書共通】

- 6. 商品区分、表示など
- (3) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。<u>なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。</u>



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名 を表記すること。
- *「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。 「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」

*環境省「環境表示ガイドライン

(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。

<u>* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。</u>

(https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/)

新ルールにもとづく表示例



エコマーク認定番号 12345678



エコマーク商品 12345678



エコマーク認定商品 〇〇株式会社



#エコマーク 12345678



www.ecomark.jp 12345678



Eco Mark Certificate 12345678